

群馬県高等歯科衛生士学院教授等の報酬の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、群馬県高等歯科衛生士学院（以下「学院」という。）運営規則第2条第3項及び第9条第4項の規定により、学院役員及び教職員に対する報酬の支給に関し、その基準を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 学院運営規則第2条第1項に規定されている学院役員及び同規則9条第1項に規定されている教職員（以下「教授等」という。但し、学務課職員を除く。）が、年間を通して学院業務を行った場合における報酬の支給は、この規則の定めるところによる。

(報酬)

第3条 学院役員の手当は、次の各号のとおりとし、その年度の末日までに支給するものとする。

- | | | |
|-----------|-----|----------|
| (1) 理事長 | 年 額 | 150,000円 |
| (2) 副理事長 | 年 額 | 100,000円 |
| (3) 会計理事 | 年 額 | 40,000円 |
| (4) 理事・監事 | 年 額 | 30,000円 |

2 教授等の手当は、次の各号のとおりとし、その年度の末日までに支給するものとする。

- | | | |
|-------------|-----|----------|
| (1) 学 院 長 | 年 額 | 750,000円 |
| (2) 副 学 院 長 | 年 額 | 500,000円 |
| (3) 主 席 教 授 | 年 額 | 350,000円 |
| (4) 教 授 | 年 額 | 250,000円 |

3 学校医の手当は、次のとおりとし、その年度の末日までに支給するものとする。

- | | | |
|-----------|-----|---------|
| (1) 校医委託料 | 年 額 | 30,000円 |
|-----------|-----|---------|

(その他)

第4条 報酬の計算にあたり、この規則により難しい場合は、学院理事会の議決によるものとする。

(規則改廃の手続)

第5条 この規則は、学院理事会の議決によらなければ改廃することはできない。

附 則

1. この規則は、令和2年4月1日から施行する。

群馬県高等歯科衛生士学院教授等退職金の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、群馬県高等歯科衛生士学院（以下「学院」という。）の学院教授等に対する退職金の支給並びに退職積立金に関し、その基準を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 この規則により退職金の支給を受ける者は、学院運営規則第2条第1項に規定されている学院役員及び同規則9条第1項に規定されている教職員（以下「教授」という。但し、学校医及び学務課職員を除く。）とする。

(退職積立金)

第3条 退職金を支給するため、毎年一定額を積み立て、これを退職積立金とする。

2 積立金の額は、毎年予算をもって決定する。

3 積立金は、他に充当することができない。

(支給条件)

第4条 退職金は、次の各号のいずれかに該当した者に支給する。

(1) 任期を満了した者

(2) 在任中に死亡した者

(3) 辞任届を提出し受理された者

(支給額)

第5条 退職金の額は、次の各号に定める金額に在任年数を乗じて得た額とする。

(1) 学院役員 年額 60,000円

(2) 教 授 年額 150,000円

2 在任年数の計算にあたり、1年未満の端数（月数）が生じたときは、その月数を12で除した数を小数点以下2桁において四捨五入して年数に加え、その数を在任年数とする。

(退職金支給)

第6条 退職金は、役職退任後1か月以内に支給するものとする。

(その他)

第7条 退職金の支給にあたり、この規則により難しい場合は、学院理事会の議決による。

(規則改廃の手続)

第8条 この規則は、学院理事会の議決によらなければ改廃することができない。

附 則

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する。